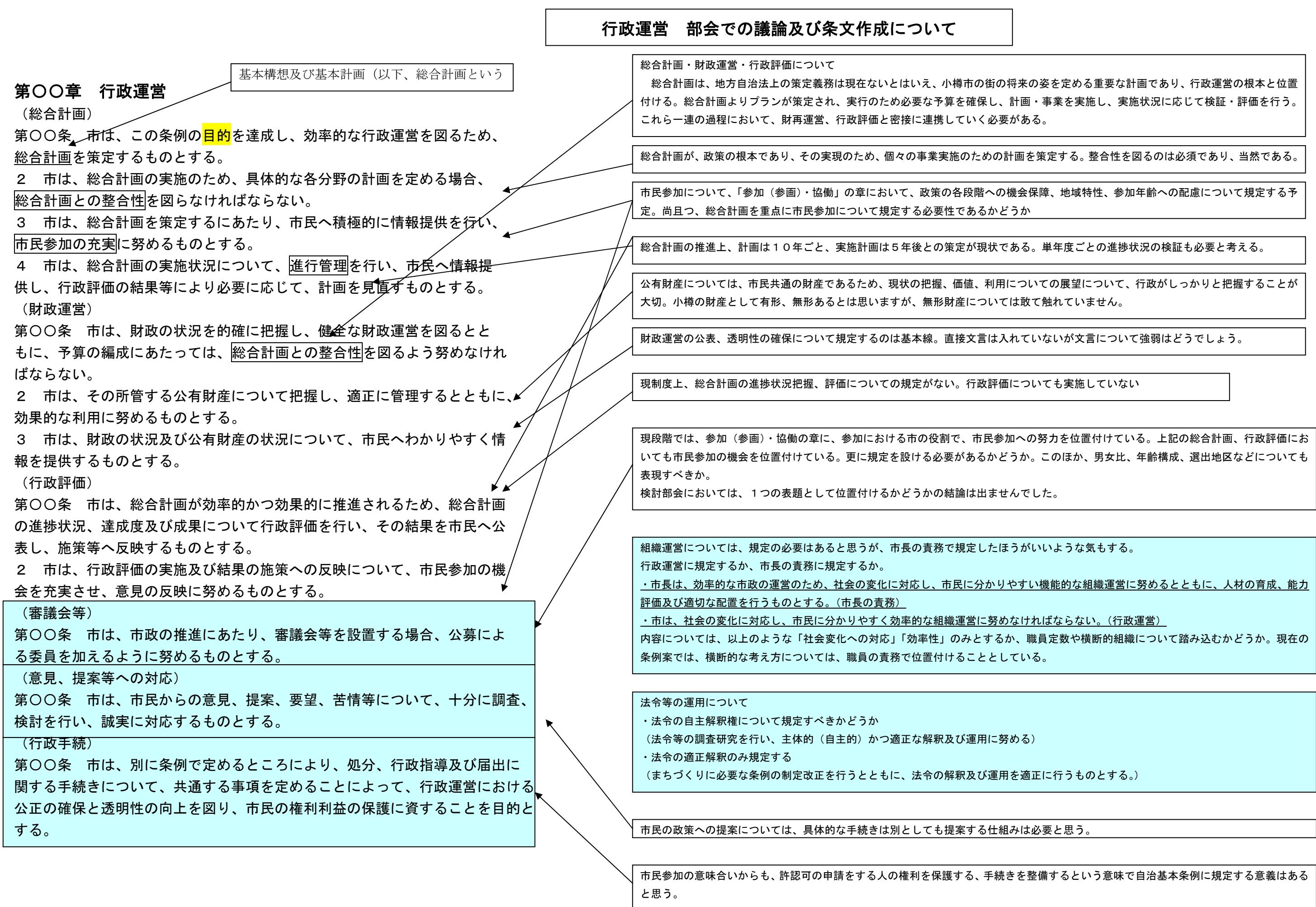


行政運営 部会での議論及び条文作成について



(関与団体)

第〇〇条 市は、市が関与又は出資等を行う団体に対して、適切な運営が確保され、その目的が適切に達成されるよう、必要な意見や助言を述べることができる。

2 市は、市が関与又は出資等を行う団体について、市民へ情報提供するものとする。

(外部監査)

第〇〇条 市は、法令に定めるところにより、必要に応じて、外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

(危機管理)

第〇〇条 市は、市民が安心、安全に生活を営むことができるよう、緊急時に総合的、機能的な対応ができるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、危機管理体制の確立のため、市民、事業者及びその他関係機関などと連携及び協力を図るよう努めなければならない。

(公益通報制度)

第〇〇条 市は、第〇〇条第〇項に規定する通報を受ける体制を整備するとともに当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。

自治基本条例では、上位の考え方を示すこと、透明性の確保ができればいいと思います。出資法人、指定管理者、補助金交付団体について一括して規定をしています。現実には、出資法人、指定管理者に対しては、市の常設監査委員会が定期的に監査を行っている。補助金交付団体については、事業要綱ごとに必要な報告事項を定めている。

更に具体的に規定するかどうか → ①出資法人、指定管理者、補助金交付団体について個別に規定するかどうか
②苫小牧市のように、出資、補助、職員の派遣の目的について言及する

外部監査については既存制度をなぞる形で規定しています。

現行の監査委員制度については、言及していません。現行制度の充実を謳う場合は、函館市の規定のように、監査委員制度と外部監査を包括して規定する方法があります。

公益通報制度について、確実に条例に盛り込むかの決定はしていませんが、現時点の案では、職員の責務に、公益通報義務を入れてありますので、制度として担保する意味で、通報を受ける体制について表現しています。

国、道及び他の自治体との連携について、他の自治体では、自治基本条例に規定しているものの、規定箇所については、行政運営の部分で規定している自治体、その他の部分に規定している自治体半々といったこところです。
規定するか否か、どこに規定したらよいだろうか。

(国、北海道及び他の自治体との連携)

第〇〇条 市は、まちづくりの課題解決のため、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割を認識して、連携協力に努めるものとする。

2 市は、他の自治体と共にまちづくりの課題解決のため、互いに協力、連携するものとする。

資料中 ・情報の公開、提供、共有 ・人情報保護 については、暫定案では情報共有

・説明責任、人材育成 については、市長の責務

・パブリックコメントについては、参加（参画）、協働の部分で、細かい参加の仕組みについては規定しない扱いでいます